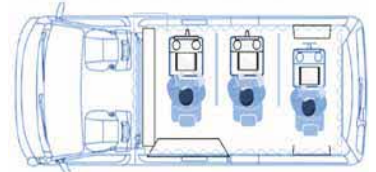


スマホを使ってみよう!使いこなそう!
スマホ使い方講座・個別相談



詳細 ICT推進室 ☎(32)6196
協力: SoftBank

開催会場	開催日		1日の講座内容/時間帯など
植苗ファミセン	8月2日(火)	9月6日(火)	①スマホ使い方講座(基本編) 11時~12時(定員3人) ②個別相談(スマホ全般) 12時30分~13時15分(定員1人)
勇払公民館	3日(水)	7日(水)	
沼ノ端交流センター	4日(木)	8日(木)	③スマホ使い方講座(基本編) 14時30分~15時30分(定員3人) ④個別相談(スマホ全般) 16時~16時45分(定員1人)
住吉コミセン	5日(金)	9日(金)	
樽前交流センター	23日(火)	30日(金)	※講座に引き続き個別相談も予約可能です ※①と③の講座内容は同じ内容となりますので ご注意ください
豊川コミセン	24日(水)	28日(水)	
のぞみコミセン	25日(木)	29日(木)	
高齢者福祉センター	26日(金)	27日(火)	



料金 無料 対象 60歳以上 定員 講座=各3人 個別相談=各1人 申し込み順
 申し込み 開催日の3日前までに電話で 予約専用ダイヤル☎0800(111)9442
 その他 講座で利用するスマホは8月はiPhone、9月はAndroidです

TomakoMaaS(とまこマース)とは

データや情報技術、自動運転などを活用し、移動における社会課題の解決や乗り物の新たな価値創造を目指す「MaaS」を市内で推進する取り組みです。今回、移動オフィスなどの用途に活用できるMaaS車両内でスマホセミナーを開催します

後期高齢者医療被保険者証
更新のお知らせ

詳細 市保険年金課 ☎(32)6414
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(日)をもって満了となります。7月下旬までに新しい保険証を郵送しますので、8月からは新しい保険証をご使用ください。

黄緑色の保険証 令和4年7月31日まで



黄色の保険証 令和4年8月1日から

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日(金)です
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します (窓口負担割合が変更とならない方も含まれます)

認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証)も新しくなります

認定証も有効期限が7月31日(日)をもって満了となります。引き続き交付対象の方には7月下旬までに新しい認定証を郵送しますので、8月からは新しい認定証をご使用ください。

※新たに認定証の交付対象となる方には6月中旬頃に申請書を郵送していますので、忘れずに申請してください。また、年齢到達などにより交付対象となる方にも、随時申請書を送付します

だいたい色の認定証 令和4年7月31日まで



水色の認定証 令和4年8月1日から

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)の有効期限は令和5年7月31日(月)です。保険証とは異なり、9月中の交付はありません。今月交付されるものを1年間ご使用ください

◎限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に該当する方

区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次の①②のいずれかに該当する方

- ①世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)
- ②老齢福祉年金を受給されている

区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である

◎限度額適用認定証の交付に該当する方

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ…住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅡ…現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅠ…現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者